

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研磨器材 JMDN70907000

象印歯科用研磨材

【禁忌・禁止】

1. 目的以外には使用しない事。
2. 注意事項を必ず守る事。
3. 乾燥や劣化などの異常が見られた場合は使用を中止する事。
4. 本品に対して発疹・皮膚炎などの過敏症の既往歴のある患者には使用しない事。

【形状・構造及び原理等】

形状：粉末

外観：灰色の粉末

組成：珪砂

色調：グレー

原理：粉末に適量の水を加えたものを研磨対象物に適量つけることで研磨に用いる。

【仕様】

- (1) 均一性：目視により均一なこと
- (2) 夾雑物：目視により含まないこと
- (3) 粉末度残量：150 μ m 篩残 5% 以下

【使用目的又は効果】

歯科用アクリルレジン、金属補綴物の中研磨

【使用方法等】

- (1) 本材に水を加え適当な泥状に調整し、研磨物（レジン・金属）表面に付け、ブラシ研磨を行ってください。
- (2) レジンの焼き付きを防ぐため、レジン表面に絶えず本材を付けて研磨を行なってください。
- (3) 研磨終了後は、被研磨物を十分に洗浄してください。

【使用上の注意】

〔重要な基本的注意〕

- (1) 本材が目に入らないように注意すること。万一目に入った場合は、すぐに大量の流水で洗浄し、眼科医の診断を受けること。
- (2) 本品を使用する際には、粉塵による人体への影響を避けるため、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用し、粉塵を吸入しないこと。
- (3) 本材で研磨する際には、目の損傷を防ぐため、保護メガネ等を使用すること。
- (4) 研磨作業後は、石鹸を付けたブラシ等で十分な手指の洗浄を行うこと。
- (5) 他の製品との混用を避けること。

【保管方法及び有効期間等】

〔保管方法〕

出来るだけ高温多湿の場所を避け、外圧及び汚染を受けないように保管すること。

〔有効期間〕

通常の貯蔵方法であれば、長期保存による品質変化は無いため、使用期限は定めない。

* 【製造販売業者又は製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業：下村石膏株式会社

住 所：〒273-0014 千葉県船橋市高瀬町 32-1

電話番号：047-404-5056

FAX 番号：047-404-5069